

中東情勢の影響等を受ける中小企業の資金繰りを引き続き 支援するため、県制度融資メニューの申込期間を延長します。

中東情勢の影響が県内中小企業へ及んでいる状況を踏まえ、香川県、県内金融機関及び香川県信用保証協会が協力して県制度融資「経済変動対策融資」（原油価格・物価高騰等対応分）を6月から取扱開始し、中小企業の資金繰りを支援しております。

今般、中東情勢の影響が引き続き見込まれることから、本融資制度の申込期間を現行の8月31日から12月31日までに延長し、引き続き支援してまいります。

なお、その他の項目に変更はございません。

〈経済変動対策融資とは〉

経済的環境の変化により、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な中小企業者に対し、運転資金を融通するもの

詳細は経営支援課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/kinyu/yuushi/33.html>

〈申込期間について〉

現在：令和8年8月31日までの融資実行分まで

↓

今後：令和8年12月31日までの香川県信用保証協会申込受付分まで

6/1~12/31

経 済 変 動 対 策 融 資（原油価格・物価高騰等対応分）

1. 融資対象者	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、中東情勢の影響により次の要件のいずれかに該当するもの (1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けたもの (2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの (3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっているもの (4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの (5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの (6) 最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの (7) 最近1か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの
2. 資金使途	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金
3. 融資金額	80,000千円以内
4. 融資期間	10年以内（据置期間3年以内） 原則として毎月元金均等償還とする
5. 融資利率	融資期間7年以内 年1.50%（固定） 融資期間7年超 年1.80%（固定）
6. 信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.40%～1.55% 経営安定関連（セーフティネット）保証が適用された場合は 年 0.60%とする
7. 担保	必要に応じて徴求する
8. 保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
9. 取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行
10. 申込方法	各取扱金融機関が定める融資申込書に香川県信用保証協会が定める信用保証委託申込書及び県が定める必要書類を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする なお、経営安定関連（セーフティネット）保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町長の認定書の添付を要する
11. 備考	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の取扱いは、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるところとする

※融資申込期間について

融資申込期間は、令和8年6月1日から令和8年12月31日までに香川県信用保証協会が申込を受付されたものとする。